

グランドハイメディック倶楽部細則（月会費型会員用）

第1条（会員種別）

本倶楽部で月会費型会員に適用ある会員種別は、HM山中湖コースPremium、HM大阪コースPremium、HM・東大病院コースPremium、HM・ミッドタウンコースPremium、HM名古屋コースPremium、HM東京ベイコースPremium、HM京大病院コースPremium、HM東京日本橋コースPremiumとします。

第2条（名称用語）

受診権とは、検診を受ける権利をいいます。

第3条（メディカル・サービス）

1. 会員は、次に定めるメディカル・サービスを次項に定める提携先医療機関から受ける権利を有します。

	サ ー ビ ス 内 容
①・HM山中湖コースPremium ・HM大阪コースPremium ・HM・東大病院コースPremium ・HM・ミッドタウンコースPremium ・HM名古屋コースPremium ・HM東京ベイコースPremium ・HM京大病院コースPremium ・HM東京日本橋コースPremium	受診権1回分につき、1名様が、新総合コース検診（山中湖・大阪）、HM・東大病院コース検診、HM・ミッドタウンコース検診、HM名古屋コース検診、HM東京ベイコース検診、HM京大病院コース検診、HM東京日本橋コース検診のいずれかを受けることができます。
②病 院 紹 介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。
③サ ポ ー ト 検 診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で提携先医療機関が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。
④倶 楽 部 ド ク タ ー 医 療 相 談 サ ー ビ ス	医療相談室にて、倶楽部ドクター等が詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。
⑤検 診 後 ア フ タ ー フ ォ ロ ー サ ー ビ ス	検診後、半年後のフォローアップおよび2年間の医療相談サービスがご利用いただけます。

2. 会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「医療法人社団山中湖クリニック」、「医療法人社団ハイメディッククリニックWEST」、「東京大学医学部附属病院」、「社団医療法人トラストクリニック」、「医療法人社団ミッドタウンクリニック」、「京都大学医学部附属病院」その他の医療機関が提供します。
3. 会員は、検診を受けるにあたり、リゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」、「ホテルトラスティ心斎橋」、「ホテルトラスティ東京ベイサイド」、「ホテルトラスティ名古屋白川」、「ホテルトラスティプレミア日本橋浜町」、または「サンメンバーズ京都嵯峨」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。
4. 会員は、前三項のメディカル・サービスの提供を受ける際または施設を利用する際には、別に定める利用規程およびホテル利用者に適用される諸規則を遵守していただきます。
5. 会員は、第1項に定めるメディカル・サービスのほか、会社または会社の委託先から、次に定めるサービスを受ける権利を有します。

	サ ー ビ ス 内 容
24時間医療情報提供サービス	看護師またはヘルスオペレーターが対応します。フリーダイヤル（0120-145-521）

第4条（月会費、受診権）

1. 会員は、次に定める会員種別に従い、会社に対し、月会費を支払うものとします。月会費は、いずれの会員種別も、会員証発行日が属する月から発生するものとし、当該月が1月に満たない場合でも日割り計算はおこなわないものとします。

会 員 種 別	月 会 費	受診回数(年間)	備 考
HM山中湖コースPremium HM大阪コースPremium HM・東大病院コースPremium HM・ミッドタウンコースPremium HM名古屋コースPremium HM東京ベイコースPremium HM京大病院コースPremium HM東京日本橋コースPremium	入会契約書に記載の金額	1回～5回	消費税は、別途必要となります。 受診回数に応じて、月会費は異なります。

2. 会員は、原則として前月20日（土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日）までに、翌月分の月会費を前払いするものとします。ただし、会員証発行日が属する月から3ヶ月分の月会費については、契約時に支払うものとします。
3. 月会費の支払方法は、原則としてクレジットカード請求によるものとします。ただし、希望者には銀行預金口座自動振替による月会費の支払を認めます。
4. 会社は、毎月の月会費を滞納することなく支払っている会員に対し、毎年、占有日期間の初日に、本条第1項に定める会員種別に従い受診権を付与するものとします。
5. 受診権は利用規程で定める有効期間のみ有効です。
6. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）および身分証明書を持参し、受付時に提示することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。
7. 本倶楽部の月会費型会員用会員権を2口以上保有している個人会員または年に受診権を2回分以上付与される本倶楽部の月会費型会員用会員権を保有している個人会員は、会社と別途追加検診者に関する特約を締結した場合、毎年1月1日を起算日として1年に1回、次に定める追加検診代金を支払うことにより、1名まで追加で、細則第3条第1項①に記載する検診コースのいずれかの検診を受けることができます。ただし、ご予約時に追加検診者を確定していただく必要があります。

追加検診代金	受診回数（年間）	備 考
50万円（税別）	1回	消費税は、別途必要となります。

第5条（HM・東大病院コースPremium、HM東京ベイコースPremium、HM京大病院コースPremium、HM東京日本橋コースPremiumに関する特則）

1. HM・東大病院コースPremiumの会員は、ハイメディック・東大病院が、会社と東京大学医学部附属病院との契約に基づき運営されるものであることを了解し、当該契約が終了した場合は、それ以降、HM・東大病院コースPremiumと同等のコースに限り、ホームクリニックをハイメディック・東大病院以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。
2. HM東京ベイコースPremiumの会員は、ハイメディック東京ベイが、会社と株式会社テオオーシーとの定期建物賃貸借契約に基づき2025年5月まで（定期建物賃貸借契約の再契約等があれば、当該再契約の期間満了時まで）運営されるものであることを了解するものとし、当該定期建物賃貸借契約（定期建物賃貸借契約の再契約等がある場合は当該再契約）が終了した場合は、HM東京ベイコースPremiumと同等のコースに限り、ホームクリニックをハイメディック東京ベイ以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。
3. HM東京日本橋コースPremiumの会員は、ハイメディック東京日本橋が、会社と三井不動産株式会社との定期建物賃貸借契約に基づき2039年5月まで（定期建物賃貸借契約の再契約等があれば、当該再契約の期間満了時まで）運営されるものであることを了解するものとし、当該定期建物賃貸借契約（定期建物賃貸借契約の再契約等がある場合は当該再契約）が終了した場合は、HM東京日本橋コースPremiumと同等のコースに限り、ホームクリニックをハイメディック東京日本橋以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。

4. HM京大病院コースPremiumの会員は、ハイメディック京大病院が、医療法人社団ミッドタウンクリニックと国立大学法人京都大学との共同研究契約に基づき2036年3月31日まで（共同研究契約の期間の延長等があれば、当該延長等の後の期間満了時まで）運営されるものであることを了解し、当該研究契約が終了した場合は、HM京大病院コースPremiumと同等のコースに限り、ホームクリニックをハイメディック京大病院以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。

第6条（会員種別ごとの検診内容およびホームクリニック）

会員は、下記の会員種別およびホームクリニックにおいて契約書記載の年間の受診回数に応じて、新総合コース検診（山中湖・大阪）、HM・東大病院コース検診、HM・ミッドタウンコース検診、HM名古屋コース検診、HM東京ベイコース検診、HM京大病院コース検診、HM東京日本橋コース検診を下記の条件にて、いずれかの検診を受けることができます。

①会員種別ごとの受診可能な検診

会 員 種 別	受 診 可 能 な 検 診
HM山中湖コースPremium	新総合コース検診（山中湖・大阪）
HM大阪コースPremium	HM・東大病院コース検診
HM・東大病院コースPremium	HM・ミッドタウンコース検診
HM・ミッドタウンコースPremium	HM名古屋コース検診
HM名古屋コースPremium	HM東京ベイコース検診
HM東京ベイコースPremium	HM京大病院コース検診
HM京大病院コースPremium	HM東京日本橋コース検診
HM東京日本橋コースPremium	

②ホームクリニック別の検診実施内容

ホ ー ム ク リ ニ ッ ク	コ ー ス 名
ハイメディック 山中湖	新総合コース検診（山中湖・大阪）
ハイメディック 大阪	
ハイメディック・東大病院	HM・東大病院コース検診
ハイメディック・ミッドタウン	HM・ミッドタウンコース検診
ハイメディック 名古屋	HM名古屋コース検診
ハイメディック 東京ベイ	HM東京ベイコース検診
ハイメディック 京大病院	HM京大病院コース検診
ハイメディック 東京日本橋	HM東京日本橋コース検診

- (ア) ハイメディック・東大病院は、『東京大学医学部附属病院』との契約に基づき運営いたします。当該契約が終了した場合は、それ以降、会員種別をHM・東大病院コースPremiumと同等のコースに、ホームクリニックをハイメディック・東大病院以外の検診施設にそれぞれ変更して検診を受けていただきます。
- (イ) ハイメディック・東大病院では、東京大学医学部附属病院独自の検診基準により、40歳未満の方は、PET/MRI検査が受けられません。
- (ウ) 「ハイメディック・ミッドタウン」及び「ハイメディック東京日本橋」は、PET/CT検査のみ、複数の提携医療機関で行っております。予約状況により、PET/CTの実施場所が異なる場合があります。
- (エ) ベースメーカーを装着されておられる方は、MRI検査が受けられません。また頭部手術（クリッピング）、インプラント、義眼、人口弁等を装着もしくは体内にある方については、MRI検査が受けられない場合があります。その他検査機器によっては、検査ができない場合がありますので、提携先医療機関（受診施設）にご確認下さい。
- (オ) PET/CT、PET/MRI、乳房用PET、CT、マンモグラフィにつきましては、原則30歳未満の方は検査を受ける事が出来ません。詳しくは提携先医療機関（受診施設）にご確認下さい。
- (カ) 76歳以上の鎮静下の上部内視鏡検査については、呼吸停止のリスクがあり、2013年、学会ガイドラインにより「気道確保、挿管やモニタリングの可能な施設で行うべき」とされました。このため、ハイメディックではリスク対応の観点から、原則76歳以上の方には鎮静剤使用を実施しません。但し、強い希望がある場合には、医師の判断で、安全を考慮し、試行することもあります。
- (キ) ハイメディック東京ベイは、会社と株式会社テオオーシーとの定期建物賃貸借契約に基づき2025年5月まで（定期建物賃貸借契約の再契約等があれば、当該再契約の期間満了時まで）運営いたします。当該定期建物賃貸借契約（定期建物賃貸借契約の再契約等がある場合は当該再契約）が終了した場合は、それ以降、会員種別をHM東京ベイコースPremiumと同等のコースに、ホームクリニックをハイメディック東京ベイ以外の検診施設に変更して検診を受けていただきます。
- (ク) ハイメディック東京日本橋は、会社と三井不動産株式会社との定期建物賃貸借契約に基づき2039年5月まで（定期建物賃貸借契約の再契約等があれば、当該再契約の期間満了時まで）運営いたします。当該定期建物賃貸借契約（定期建物賃貸借契約の再契約等がある場合は当該再契約）が終了した場合は、それ以降、会員種別をHM東京日本橋コースPremiumと同等のコースに、ホームクリニックをハイメディック東京日本橋以外の検診施設に変更して検診を受けていただきます。
- (ケ) ハイメディック京大病院は、医療法人社団ミッドタウンクリニックと国立大学法人京都大学との共同研究契約に基づき2036年3月31日まで（共同研究契約の期間の延長等があれば、当該延長等の後の期間満了時まで）運営いたします。当該研究契約が終了した場合は、それ以降、会員種別をHM京大病院コースPremiumと同等のコースに、ホームクリニックをハイメディック京大病院以外の施設に変更して検診を受けていただきます。
- (コ) 上記内容については、一部変更される場合があります。
- (サ) 検診内容の詳細については、受診案内でご案内します。

③ホームクリニックの所在地

ホ ー ム ク リ ニ ッ ク	提 携 先 医 療 機 関	住 所
ハイメディック 山中湖	医療法人社団山中湖クリニック	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12 エクシブ山中湖B2F
ハイメディック 大阪	医療法人社団 ハイメディッククリニックWEST	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17 ホテルトラスティ心斎橋内2F
ハイメディック・東大病院	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7-3-1 東京大学医学部附属病院 中央診療棟2 9F
ハイメディック・ミッドタウン	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー 6F
ハイメディック 名古屋	社団医療法人トラストクリニック	愛知県名古屋市中区栄1-30-22
ハイメディック 東京ベイ	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都江東区有明3-5-7 T O C有明イーストタワー 5F
ハイメディック 京大病院	京都大学医学部附属病院、 医療法人社団ミッドタウンクリニック	京都府京都市左京区聖護院川原町53
ハイメディック 東京日本橋	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都中央区日本橋室町3-2-1 日本橋室町三井タワー 7F

第7条（名義変更料等）

会社は会員に対し、名義変更料として次に定める料金をいただきます。

名 義 変 更 内 容	名 義 変 更 料
第 三 者 に 対 す る 譲 渡	入会金の20%（別途消費税） ※契約後、入会金の金額に変更があった場合、名義変更時の入会金の金額を基準に算定します。
2 親 等 以 内 の 変 更 (譲渡、贈与)	50,000円 （別途消費税）
2 親 等 以 内 の 相 続	50,000円 （別途消費税）
商号変更（合併・会社分割含む）	10,000円 （別途消費税）
改 姓 、 改 名	10,000円 （別途消費税）

第8条（休会制度）

1. 入会から2年以上経過し、その間、月会費の滞納がない会員は所定事項記載の上、会社の指定する証明書類を添付して申請することによって次の各号のいずれかに該当することを証明し、かつ会社の承認を得た場合は、休会制度を利用できるものとします。
- ①疾病等による長期入院、長期自宅療養
 - ②長期の国内外出張等
 - ③出産前後、育児、介護
 - ④会員登録所在地が自然災害により被災した場合
2. 休会期間中は新たな月会費は発生しないものとしますが、細則第3条のメディカル・サービス（医療相談サービス、24時間医療情報提供サービス等を含みます）、追加検診者による受診等全てのサービスはご利用できなくなります。また、休会期間も契約期間に算入されます。
3. 休会の期間は会社の承認から1年間とします。

第9条（会報誌）

会社は会員に会報誌を発行します。